

療養期間の見直しについて（令和4年9月7日～）

日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
有症状者	発症日	発症日から7日間経過し、かつ症状が軽快した後24時間経過した時点で、療養終了							療養解除	10日間経過までは特に体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を		
	○入院 ○高齢者 施設入所	発症日	発症日から10日間経過し、かつ症状が軽快した後72時間経過した時点で、療養終了（※変更なし）									療養解除
無症状者	検査日	検査を実施した日から7日間を経過した場合は8日目に療養解除（※変更なし）							療養解除			
	検査日	5日目の検査キットによる検査で陰性が確認した場合は6日目に療養解除					療養解除	7日間経過までは特に体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を				

※療養期間中の外出自粛について

有症状者は症状軽快から24時間経過後、又は無症状者の場合には、短時間で、公共交通機関を使用しない、外出時等に必ずマスクを着用するなど、自主的な感染予防行動の徹底を前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出は差し支えない。